

福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針改定に係る検討経過

年月日	内容
H24.4.6	国民健康保険法の一部改正（平成24年法律第28号） ○ 給付費等にかかる国庫負担の割合を34%から32%に引き下げ、都道府県調整交付金の割合を7%から9%に引き上げる。 ○ 保険財政共同安定化事業を平成27年度から全ての医療費に拡大。
H24.7.12	厚生労働省保険局長から各都道府県知事に通知 ○ 「広域化等支援方針の策定について」の一部改正 ○ 「都道府県調整交付金配分ガイドラインについて」の一部改正
H24.7.26	広域化等支援方針検討WG第1回検討会 ○ 保険財政共同安定化事業の拡大 ○ 福島県国民健康保険調整交付金の配分
H24.8.2	全市町村に意向調査 ○ 保険財政共同安定化事業の拡大 ○ 福島県国民健康保険調整交付金の配分
H24.9.6	福島県保健福祉部長から各市町村長へ通知 ○ 保険財政共同安定化事業の拡大は、法規定どおり平成27年度から実施する。 ○ 国保法改正に伴う県調整交付金2%増分は、県調交条例で2号交付金に位置付ける。 ○ 県調整交付金2%増加分は、保険財政共同安定化事業拡大までの間、1号交付金と同様の方式（定率）で配分。
H24.10.10	全市町村に取組状況調査
H24.11.19	広域化等支援方針検討WG第2回検討会 ○ 現行の支援方針の取組状況 ○ 市町村国保の現状 ○ 新たな支援方針の実施項目
H24.11.29	全市町村に意見照会 ○ 新たな支援方針の実施項目
H25.1.11	広域化等支援方針検討WG第3回検討会 ○ 福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針素案
H25.2.1	福島県市町村国保広域化等連携会議 ○ 福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針素案